

「清良記」 卷七の基礎研究

文の構成に対する疑義

誌名	農村研究
ISSN	03888533
著者名	永井,義瑩
発行元	東京農業大学農業経済学会
巻/号	57号
巻号補足	
掲載ページ	p. 76-88
発行年月	1983年9月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



『清良記』 卷七の基礎研究 (1)

——文の構成に対する疑義——

永 井 義 瑩

はじめに

近世初期農書の研究における硬直化・停滞については既に指摘¹⁾したが、具体的にどのような実態を指すのか。また、硬直化・停滞と規定することが許されるかどうか。『清良記』巻七（以下『巻七』と略称する。）を取り上げて、この課題に responding したい。

『巻七』は一般に『親民鑑月集』と呼ばれ、我国最古の農書と認識されている。明治以来『巻七』に関する論文は八十余を数え²⁾、諸々の問題提起と論争がなされ、『清良記』の作者・成立年代に関しては山口常助氏の説が是認される段階となっているというべきであろう。しかし、その反面『巻七』の内容については疑問点が指摘されつつも、それに対する論証は試みられず、あえて内容の信憑性については触れようとせず、先入観的に『巻七』は農書であると追認し、また規定して近世初期の農業技術史を述べる態度は研究者の間に定着した感がある³⁾。しかしながら、筆者は充分納得出来ないものがある。『巻七』を一読すれば解るように、文の構成が統一した方法（手法）によって展開していない。分類項目別に文の内容を検討すると、異常と言えるほどの懸隔が見られる。既に昭和15年（1940）児玉幸多氏は⁴⁾、

「かかる農書が元禄頃に忽然と現われ得るものか否か。清良記の内容を戦国末のものとして取扱って差支えないか否か。」

という疑念のもとに、『巻七』に散見するいくつかの渡来作物の伝来年代は江戸初期のものが多くと論及し、

「現在流布されている清良記に、相当な追筆修正が加えられていることは明らかである。（中略）現存の清良記を戦国末期の農書として取扱うことは甚だ危険といわなければならないし、その前に書誌学的の研究を必要とするのである。」

と述べている。さらに、昭和17年（1942）山口常助氏⁵⁾は『親民鑑月集』の表題の記載方法や田積の単位「畝」使用の問題等に触れ、

「清良記に依って戦国時代の農業を説く事は無暴な事となる。（中略）松浦宗案を抹殺せんとするものでもない。親民鑑月集は偽書なりというものでもない。只、清良記に依って戦国時代の農業を云々する事の危険を説きたかったのである。」

と述べている。

戦前（第2次世界大戦）における児玉・山口両氏の警鐘を、戦後の『巻七』研究者あるいは引用者は無視している感が強い。逆に『巻七』は戦国時代の農書と位置づける宮川満・峰岸純夫氏⁶⁾すらいる。戦前における『巻七』の成立年代に疑問を投じた児玉・山口両氏は歴史学の研究者であるが、戦後『巻七』を戦国時代の農書と認識する宮川・峰岸両氏も歴史学の研究者である。戦後の歴史学においては、農業技術史に言及する時、往々にして客観的な年代考証をせず、無批判に記載される年号を信用する嫌いがある。戦前と戦後のこのような背反する認識は、単なる見解や解釈の相違からくるものではない。歴史研究の最も基本とする『巻七』の書誌学的な実証研究が、現在に至るまでなされていないところに原因がある。現存する『巻七』は、本来の原型を保ちえず、修正・加筆・編集（以下、総称して編集とする。）がなされている事

実を認めるべきではなかろうか。

近世初期の農業生産の過程を把握しようとする時、農書は豊富な資料を提供してくれるが、その基本となる農書が、当時の地理的・自然的条件をふまえた生産力の実態を確実に記載しているかどうか、また後世、別人の加筆がなされているとしたら、その農書は本質的には異質のものになるであろう。『巻七』に限定した場合、この点を実証的に究明しなければ農書として使用できないのである。近年『日本農書全集』刊行と共に、農書研究が隆盛のごとき様相を呈しているが、『巻七』の内容分析に至っては、戦前の研究水準を一步も越えていないと言ったら過言であろうか。本稿の以下の論述においては、戦前の示唆に富む研究成果に啓発され、また依拠し、基礎的な分析をとおして、『巻七』が成立する時代背景を明らかにしたいとおもう。この分析の前提条件として、

(1)『巻七』は本来農書ではなく、『清良記』全三十巻の中での農業に関する記述であった。

(2)現存の『巻七』は、ある時代(寛永10年代末以降)に別人の手によって編集され『親民鑑月集』の他、諸書を挿入し、質量共に一段と密度の濃い農書の体裁となった。

と大別して二つの仮説を設定し、多角的な視点から検討を進めていく。なお、多くの箇所では諸先学の説を追認し、あるいは批判、また錯覚している点などを指摘させて頂くことのお許しを、はじめにお願いしておきたい。

1. 多くの疑問点

1) 『巻七』の頁数

松浦郁郎氏の多年に亘る労苦がみのり、『清良記』全三十巻が昭和50年(1975)に刊行された⁷⁾。この業績は長いあいだ待望されていただけに、今後『巻七』の研究に多大な影響を与えるものと確信する。この『清良記』各巻の頁数を整理すると第1表となる。松浦氏は全巻を通して統一した記述と校訂をせられている故に、各巻の頁数の比較によって、それぞれの「巻」の字数の量が把握できる。ほとんどの「巻」は10頁前後を基準とし、

第1表 『清良記』各巻の頁数

巻 数	頁 数	巻 数	頁 数
巻 1	10頁	巻16	11頁
2	6	17	10
3	11	18	11
4	12	19	16
5	9	20	21
6	12	21	12
7	上巻 30 下巻 20 } 50	22	10
8	10	23	18
9	8	24	8
10	9	25	9
11	8	26	9
12	10	27	12
13	9	28	12
14	上巻 12 下巻 14 } 26	29	12
15	12	30	14

資料：松浦郁郎校訂『清良記』より作成。

「巻二十」の21頁、「巻十四」の26頁が少々多い。その中で『巻七』の50頁は他巻をはるかに超え均衡を欠いている。これは 特異な存在である⁸⁾。おそらく、『巻七』の原形は他巻とほぼ同様な分量であったと推察する。はなはだ単純で仮説的な解釈であるが、諸先学が指摘する編集説をさらに発展させて検討する前提として、『巻七』の紙幅の多さは特異と見なければならぬ。

2) 「百姓」・「農民」の字句

第2表は『清良記』に散見する百姓等に関する字句の記載箇所数を各巻別に整理したものである。

(『巻七』を例にとると、百姓が33か所、民が1か所、田夫7か所等々である。)この表によっても『巻七』の特異性が指摘できる。すなわち、「農人、農夫、農上中下、上農、中農、下農、野良百姓、下人、上の夫、中の夫、下の夫、上の女、下の女」に至る字句は、他巻にはまったく記載されていない。

『清良記』の全巻が同じ作者によるならば、おそらく記述に際して統一した字句を使用するはずであり、このような矛盾は生じないであろう。字句の表現に不統一が生じた一因として、『巻七』を編集する際に編者が細部に亘る配慮を欠いたか、あるいは配慮されたとしても諸書の文章を大幅に修正することは一定の限界があり、完璧な編集と

第2表 『清良記』に散見する百姓等に関する字句

巻 数	百 姓	郷 人	民	土 民	百姓 衆	百姓 司	百姓 中	農 民	上 下 百 姓	下 々 百 姓	下 百 姓	田 夫	下 民	農 人	農 夫	農 上 中 下	上 農	中 農	下 農	野 良 百 姓	下 人	上 の 夫	中 の 夫	下 の 夫	上 の 女	下 の 女
1																										
2			1																							
3																										
4		1																								
5																										
6	15		1		1																					
7	33		1			1	1					8	2	3	5	1	14	1	22	2	2	3	2	4	2	1
8	2																									
9	2								1	1																
10																										
11	3	4																								
12																										
13	1	4																								
14	12	1										2														
15		2								1																
16	1	1																								
17		2																								
18	5	2	9	3							1															
19																										
20		2	1																							
21	1	1	1																							
22		1																								
23	1																									
24	9			1	2																					
25	1		1																							
26	3							1																		
27																										
28	2		3										1													
29																										
30	3		1																							
計	94	21	18	4	3	1	1	1	1	2	1	10	3	3	5	1	14	1	22	2	2	3	2	4	2	1

資料：松浦郁郎校訂『清良記』より作成。

はなりえず、『巻七』の体裁を無理に整飾した結果と考えられる。このような手法は現代の著作権からは是認されえないが、近世初期においては、ある写本に別人が大幅に編集の手を加え、写本のおもかげが一新されてしまう改変・更改の手法が文字の世界においてもみられる⁹⁾。また、既に筆者が指摘¹⁰⁾した地方書においても、『地方古法実録』→『地方古実録』→『古今地方実録』と年代を追って編集され、書名と内容が変化している事と共通する手法が『巻七』にも認められるのであ

る。

「百姓」「農民」等の字句の使用例は『巻七』の成立年代推定にも関連する。また、近世初期に成立する各々の農書が、独立した一冊の書として存在するにもかかわらず、『巻七』のみが軍記物に挿入されていることは不自然である。しかも『巻七』に限り、第2表のごとく字句の不統一があることは、別人による編集の手が加えられたと推察せざるを得ないのである¹¹⁾。

3) 『親民鑑月集』について

『巻七』は第3表のごとく、上・下巻十二項目より構成される。『親民鑑月集』の表題は第二項目の「四季作物種子取事」の肩に記載されている。それも総目録や『巻七』上巻の目録にも記載されず、本文中においてのみ記載されている。このような形式は『巻七』の構成から見ても不自然である。児玉氏が指摘¹²⁾するように、『清良記』諸本のいくつかに同様の記載が見られることは、それらが同一系統の筆写本であることと、『巻七』の編者が『親民鑑月集』という書を他から引用して『巻七』に挿入した結果ではなかろうか。では何故に、『親民鑑月集』の書名を編集する際に消除しなかったのか。前述のごとく、他より引用し大幅な編集をする際、『親民鑑月集』が構成・内容共に完璧な書であったこと。それを『巻七』に挿入することによって、農書として位置づけを試みようとした結果ではなかろうか。

ところで『巻七』の構成において『親民鑑月集』は、どの部分に相当するのか。その解釈には異論がある。

(1)古島敏雄¹³⁾——第二項より第十一項。『巻七』の記載形式によれば、松浦宗案

農書とでも呼ぶべき形をなす。

(2)児玉幸多¹⁴⁾——『巻七』中、第二項目たる「四季作物種子取事」の別称である。

(3)人交好脩¹⁵⁾——日本最古の農書の研究を上梓するに当り『清良記—親民鑑月集—』の名を付した。

諸氏の説を掲げたが、どの説が妥当であろうか。『日本科学古典全書』所収『巻七』の解説¹⁶⁾では、「『親民鑑月集』なる部分は、本文に明かな如く『四季作物種子取事』の箇所の称であって、農事に関する前後の部分を経総しているのではない。」と述べながら、書名は『清良記』巻七とせず『親民鑑月集』とする矛盾がある。すなわち、(2)の児玉説をとりながら書名をつける際には(3)の入交説をとり、『清良記』巻七=『親民鑑月集』と解釈するのが一般的である¹⁷⁾。(1)の古島説のごとく解釈するのは他に見当らない。筆者は(2)の児玉説を支持する。

第3表を筆者なりに分類すると、第一・九・十・十二項目をⅠ類。第二・三・四・五・六・七項目をⅡ類とする。目録の上での対比であるが、Ⅰ類には清良、清宗、宗案の名前が見えると共に読

第3表 『巻七』の構成

項 目	目 録	
	Ⅰ 類	Ⅱ 類
上 巻	1 土居式部少輔清良農事を問われる事	四季作物種子取りの事 五穀雑穀其外物作分号類の事 土の上中下三段並に九段付十八段の事 莠草の事 功者万作種子置き様の事
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
下 巻	7	一領具足付田畠夫積の事
	8	農無暇閑立の事
	9 土居伊豆守清宗被勇農事	
	10 農業を符葉に喩うる事	農夫牽の事
	11	
	12 清良宗案問答の事	

み方に「返点」を用いる特徴があり、Ⅱ類とは明確な相違がある。第八・十一項目はⅠ類とⅡ類の両方にまたがる感がするが、Ⅱ類に分類されるべきものである。

ちなみに「親民」とは「民をあらたにする。民を教化して善に導く。親は新¹⁸⁾。」を意味する。『巻七』の古本には「新民」と記載するが、「親」と「新」どちらを使用してもよいのである¹⁹⁾。また「親民」と名前のつく書に『親民須知²⁰⁾』『明德親民記²¹⁾』等があるが、何らかの必要があって「親民」なる語を使用したものであろう。「鑑」は「手本。照らし考へる²²⁾。」「月」は一年の各月²³⁾。「集」は「書籍分類上の名²⁴⁾」を意味する。すなわち『親民鑑月集』とは「農民に手本として教諭すべき各月の農事集」と解釈できる。児玉氏は「月集」を中国の「月令」と同様に解釈する²⁵⁾が、「月令」は政令に使用する例が多い²⁶⁾。従って「月」と「集」は別々に分けて解釈すべきであろう。

4) 松浦宗案の存在と子供

山口常助氏の実証的研究によって『清良記』の作者は、宮の下三島神社の神主を務めた土居水也であることは定説となっている。土居水也と断定される以前は、松浦宗案著者説が唱えられていた。それは『清良記』全巻に亘って、作者について言及する箇所がない為に、『巻七』第十一項目「農夫楽事」の文章最後に「永禄七年正月吉日、松浦伝次貞宗入道宗案、土居左兵衛殿」と記載するをもって、永禄7年(1564)成立、松浦宗案著者説が佐藤信淵『農政教戒六箇条』(弘化2年1845)を嚆矢として、以後、明治・大正・昭和10年代前半の長期に亘って主張せられてきた。しかし、現在でも歴史学の一部の人々によって永禄7年成立が唱えられている事実は、年号を無批判に信用する態度と農書に対する関心の薄さである。永禄7年の年号は、松浦宗案が土居左兵衛に何かを差し出した年号であり成立年を記載するものではない。『清良記』全巻を一読すれば明らかなく、慶長元年(1596)の記事さえある²⁷⁾。

ところで、昭和14年(1939)近藤孝純氏²⁸⁾は、

「松浦宗案は全く架空の人物で『清良記』の著者土居水也が、その編著に当たり、農業知識を発表するに、これを仮託したるに過ぎず(下略)。」と述べ、人物の存在をも全面的に否定した。また故菅菊太郎氏²⁹⁾のごとく、土居水也著者説が提示された以降も、生涯、松浦宗案著者説を覆すことなく終った研究者もいた。しかし、菅氏の宗案著者説は否定されても『清良記』全巻から宗案の子供達の動静を丹念に集め論及している点は、現在の研究段階においても通用する。徳永光俊氏³⁰⁾は「宗案については『清良記』以外に傍証史料がなく、充分に明らかにすることが出来ない。」と『巻七』の宗案記事の引用のみに終止するが、『清良記』「巻十四上」「巻二十七」「巻二十九」に宗案の子供が登場する記事がある。子供の存在が確認できる以上、『巻七』の引用に止まらず、他巻との関連部分をも含めて、宗案について検討しなければならないであろう。以下、それらを掲げると、『清良記』「巻十四上」(1)(183頁)(以下、松浦校訂本の頁数を示す。)

玉木源藏袴に某八郎兵衛あやまって足をさわり、即時に其礼儀互に調ひ、一過相済み後、諸方にて玉木は松浦にけられたり、偕こそ鞠の源藏とは言ふなれと聞へ御座候、彼は御当家にても一騎当千の御衆、其かくれなし八郎兵衛様にはかわり敵味方ともに重き人に存ずる事、御当家の柱石なれば某腹を立て玉木悪名はれ申す可き事と案ず、されば又、文申に罷り成べきかと比理懸意難究、如何様にも他の誰御座なき様にと一紙如件

元亀二辛未三月五日

松浦八郎兵衛

土居左兵衛殿

「巻十四上」(2)(184頁)

さてまた八郎兵衛は、逆心を告ぐる忠臣なり、若けれどもあれは松浦宗案が子にて詮索強くする者なり(下略)。

「巻二十七」(3)(369頁)

松浦宗案も父因幡も並びなき武士にて、清良の父、祖父の柄鉾なりし、今こと宗案に男子あまたあれども、父が領知・名字をばいずれにもくれず、なんじらが所領は太刀の先にあるぞ、主人あらば忠義をつくして恩賞にあずかれ、恩賞にあずかりて後に父が名字を取らずべしとて、我所領をば差し上げて

子等にはくれず、この八郎も数度の手柄をして清良の恩賞ありける。そのとき松浦をぞ名乗らせけるに、二男、三男はすぐれて、さがさかしき者どもなれば、父があまりに諸事公道にして名字をさえくれぬに、いざさらばとて二男は弓之助と付け、三男は栗原伊賀右衛門とぞ名乗りける。宗案は少しもいやなる気色なくして、次郎は名字を持たず弓之助とばかりはいかがなり、幸い汝らが母方は矢野なり、弓に相応なるかと言ひければ、いとどかまをかけたく思はずだる若者にて、それより、矢野弓之助と名乗り、兄弟ともにすぐれたる者どもなり、とりわけ、栗原伊賀右衛門は物見をよくし、他国の使いなどさいさい見事にして、若輩より信長・秀吉のご様子など見て参りたる首尾大方は違わざる利口者なり。

「巻二十九」(4) (391頁)

今年天正十四年十二月初め重清(清良の子供15歳)は安芸の国へぞ参られける。(中略)松浦八郎兵衛兄弟(中略)その他十五騎、鉄砲の者すぐりすぐりて五十人添えられける(下略)。

以上が『清良記』に散見する宗案の長男松浦八郎兵衛、二男矢野弓之助、三男栗原伊賀右衛門に関する主な記載である。これらの名前は、既に故菅菊太郎氏³¹⁾が指摘するがごとく、『清良記侍付』³²⁾によって確認できる。これら宗案の子供の記載には信憑性がある。(4)の土居重清(清良の長男)が毛利輝元との契約(人質)によって、小早川隆景へ養子として出むく姿は、豊臣秀吉の四国征伐の結果に他ならない。さらに(1)の松浦八郎兵衛の「一紙如件」の「元亀二年三月五日、土居左兵衛殿」は、八郎兵衛が土居左兵衛へ差し出した形式をとるものである。これは『巻七』の永禄7年(1564)成立説が唱えられる結果となった既述の「永禄七年正月吉日、土居左兵衛殿」と記載方法が相似する。永禄7年の記載も元亀2年の記載のごとく、何かの記録を差し出した結果であって、『巻七』の成立を意味するものではない。あくまでも『巻七』は『清良記』全巻中における一巻でしかない。

以上、宗案の子供に関する主要な記載を抽出して掲げたが、筆者は子供の存在を容認する。従っ

て宗案の存在をも否定する訳にはいかない。『巻七』に記載された宗案の農業論あるいは農業に関する記述は、文脈の構成では矛盾するところが多くあるが、それは既述のごとく別人による編集がなされているためであって、各項目ごとに整理することによって解明されるであろう。

2. 『清良記』諸写本の種類

第4表は故菅菊太郎、三枝博音・児玉励造、古島敏雄、入交好脩、故須田武男、岡本千才、松浦郁郎の諸氏分類に筆者が調査・加筆し作成した。諸氏の分類とあるのは『清良記』(部分的には『巻七』および『親民鑑月集』のみ)の諸写本所蔵の確認において、上記諸氏のそれぞれに個人差のある事を示したものである。菅氏を例にとると、丸印のついた諸写本が、昭和16年(1941)の調査時点で存在しあるいは閲覧した事を示す。戦前の研究では菅氏、戦後の研究では須田氏の分類が基本として受け継がれている。しかし、分類においてこのような不統一が生じている原因は、諸氏が個々の諸写本を実際に閲覧していないためであると推察する。たとえば、松浦氏³³⁾が「西園寺本」と「松山商大本」の二種類を掲げるが、これは同じ書物であって、「西園寺本」は現在、松山商科大学の所蔵である³⁴⁾。

巻・冊数は『清良記』三十巻を基本として、『総目録』『侍付』『聞書』等の追加によって、冊数に移動がある。無記入の部分は諸氏論文においても巻・冊数を記載しないためである。

江戸時代の筆写年代が断定できるのは、「土居本」享保16年(1731)、「河添本」安永4年(1775)、「三間土居新本」天明6年(1786)、「大三島本」寛政4年(1792)、「緒方新本」文化11年(1814)の五種類である。「郡鑑本」の寛文年間頃(1661~1672)とは故菅菊太郎氏³⁵⁾が述べているが詳細は定かでない。

所蔵者は現在故人となられた方々もあると思われるが、それぞれの論文に従った。松浦郁郎氏³⁶⁾は「渡辺本」を伊予西条曾我神社とするが伊曾乃神社が正しい。

第4表 『清良記』の

番 号	諸 写 本	諸 氏 の 分 類							巻 ・ 冊 数	筆 写 年 代
		菅 菊 太 郎	三 枝 ・ 児 玉	古 島 敏 雄	入 交 好 脩	須 田 武 男	岡 本 千 才	松 浦 郁 郎		
1	緒方古本	○	○	○	○	○	○	○	30巻 総目録, 侍付各1巻 19冊	文化11年(1814) 30巻末に享保16年(1731)とある。
2	緒方新本	○	○	○	○	○	○	○	30巻 17冊	
3	土居本	○	○	○	○	○	○	○	30巻 目録, 侍付共32冊	
4	田穂土居本	○	○	○	○	○	○	○	同 上	安永4年(1775) 河添本を寛政4年(1792)に筆写
5	伊尾喜本	○	○	○	○	○	○	○	31巻 17冊 31巻に町見法の記述あり	
6	西園寺本	○	○	○	○	○	○	○	同 上	
7	河添本	○	○	○	○	○	○	○	30巻 目録, 侍付各1巻 17冊	寛文年間頃(1661~1672)
8	大三島本	○	○	○	○	○	○	○	同 上	
9	渡辺本	○	○	○	○	○	○	○	同 上	
10	愛媛県庁本	○		○	○	○	○	○	30巻 17冊	緒方古本を大正8年(1919)に筆写
11	国会図書館本	○	○	○	○	○	○	○	30巻 目録, 侍付各1巻 10冊	
12	伊予史談会本	○		○	○	○			30巻 開書外を追加14冊 5冊	
13	続経済叢書本	○	○							「干時天明六丙午歳相改之」(1786)
14	佐藤信淵本	○								
15	郡鑑本	○						○	○	
16	近文庫本	○								明治14年(1881)故織田完之が筆写
17	三間土居旧本				○	○	○	○	30巻 目録侍付15冊	
18	三間土居新本		○	○	○	○	○	○	30巻 目録侍付18冊	
19	竜泉寺本							○	○	昭和19年(1944)故長山源雄が筆写
20	赤松本					○	○	○	30巻 69冊, 総目録, 侍付, 開書追考各1冊 全72冊	
21	宇和島図書館本					○		○	30巻 33冊 7, 12, 13巻が欠	
22	伊達家本					○	○	○		
23	近藤本					○		○	30巻 目録, 侍付1巻 31冊	
24	吉良本							○	○	
25	須田本					○		○		
26	筑波本							○		
27	内閣文庫本		○			○				
28	久保本					○				
29	京大本								30巻 15冊	
30	佐竹本								30巻 目録侍付	

資料: 1) 菅菊太郎『土居清良記』考『社会経済史学』第9巻第11号(1941)65~66頁。

2) 三枝博音・児玉勲造『親民鑑月集』解説『日本科学古典全書』八(1946)305頁。

3) 古島敏雄『日本農学史』第一巻(1946)103頁。

刊行本は現在十種類ある。最も入手しやすいのは入交好脩校訂『清良記』(近藤出版社)と『日本農書全集』第十巻である。松浦校訂『清良記』全三十巻は全文を把握するうえで座右の書となすべきである。島正三氏は一書を影印本, 二書を写真本で刊行しているが, 比較研究するうえで貴重である。

『巻七』の文の構成の比較研究においては, す

べての諸写本を閲覧するのが前提であり, その上で論証を試みるのが最も適切な方法である。しかし, これは時間的・経済的に不可能に近い。従って, 筆者は主として, これら刊行本によって本論以下の考証を試みるが, 刊行本のみによっても充分比較研究ができることは, 論述過程を通して理解いただけるものと推察する。なお刊行本は十種類と述べたが, 愛媛県教育会『親民鑑月集』は,

諸写本分類

所 蔵 者	刊 行 本	備 考
佐々木長治 (旧緒方陸郎) 同 上 土居 菅男 土居 義昌 古谷 賢洋 (旧伊尾喜家) 松山商大図書館 (旧西園寺源透) 故菅菊太郎 (旧河添家) 大三島大山祇神社 西条伊曾乃神社 (旧渡辺修) 愛媛県庁 国会図書館 伊予史談会 (県立図書館保管) 故瀧本誠一 故織田完之 清水 貞紀 故菅菊太郎 土居 享市 同 上 竜 泉 寺 赤松 嘉男 宇和島市立図書館 (旧菊池薫) 伊達事務所 近藤 孝純 杉本 伝蔵 故須田武男 筑波 常治 内閣文庫 故久保盛丸 京都大学 故佐竹周良 (所在不明)	『日本科学古典全書』8 (1946) 愛媛県教育会北宇和部会『親民鑑月集』(1933) 松浦郁郎校訂『清良記』全30巻 (1975) 三間土 居本との照校 入交好脩『清良記』(1970) 島正三『親民鑑月集の研究』2上段 (1967) 島正三『親民鑑月集の研究』1 (1966) 『続日本経済叢書』第1巻 (1923) 国会図書館 本を底本とし、2～3の異本と対照校正 入交好脩『清良記』(1970) 『日本農書全集』第10巻 (1980) 島正三『親民鑑月集の研究』2下段 (1967)	・高光あるいは高串土居本という。明治22年町村制により高串 村と光満村が合併高光村となる。現在土居本は所在不明。 ・土居本と同一系統 ・吉田藩士伊尾喜五右衛門充徳が書写 ・末光・牧野本ともいう。岩木村末光氏から笠置村牧野氏へ、 更に西園寺源透を経て松山商大へ。 ・「安永四乙未季夏土居氏清喜写之」とあり。 ・「安永四乙未季夏土居氏清喜写之、正体以是寛政四壬子曆秋 写之」とあり。 ・土居本と同一系統、渡辺作之進が複写。 ・大三島本と同一系統。現在所在不明。 ・大三島本または土居本と同一系統。 ・聞書は国会図書館本より転写。 ・『日本経済大典』第3巻にも所収。親民鑑月集、耕作問答、 土地弁談、耕作事記農説等を参照。 ・農事の巻のみ「土居清良之間農事事全」とある。 ・親民鑑月集その他簡約抜書 ・親民鑑月集のみ ・入交好脩『清良記』は郷土史家岡本景光の筆写本を刊行した ために『日本農書全集』第10巻とは内容の細部において相違 する。 ・法華津屋本ともいう。現在19冊が散逸 ・赤松本と同一系統か。 ・西園寺本と同一系統。14, 17, 18巻の欠巻分は伊尾喜本より 複写補充。 ・『黎明期日本の生物史』図版V。 ・伊達家本の複写本。 ・永井閑寛。西園寺源透の緒言あり。裏付ち製本されている。 ・山口常助氏の御教示による。愛媛県立図書館所蔵『伊予史料 叢書』第17～19集所収。

4) 入交好脩編著『清良記——親民鑑月集——』(1955) 66～70頁。

5) 須田武男『清良記の研究』(中)・(下)『伊予史談』第205号 (1972) 17～19頁。第206号, 8～10頁。

6) 岡本千才, 松浦校訂本『清良記』(1975) 解説12頁。

松浦校訂『清良記』と同一の「土居本」である。入交校訂『清良記』古本と島正三『親民鑑月集の研究』(以下『同書』とする。)(-)・上段は「西園寺本」である。島正三『同書』(-)・下段「近藤本」は「西園寺本」と同一系統であるという³⁷⁾。『続日本経済叢書』第一巻と島正三『同書』(-)は「国会図書館本」を底本とする。入交校訂『清良記』新本と『日本農書全集』第十巻は「三間土居新

本」を底本とする。以上から刊行本は、

(1)緒方古本——『日本科学古典全書』八

(2)土居本——『親民鑑月集』

(愛媛県教育会北宇和部会)

『清良記』(松浦郁郎校訂本)

『清良記』古本 (入交好脩校訂本)

(3)西園寺本——『親民鑑月集の研究』(-)・上段

『同上書』(-)・下段

(4)国会図書館本——『続日本経済叢書』第一巻
『親民鑑月集の研究』(一)

(5)三間土居新本——『清良記』新本、
(入交好脩校訂本)

『日本農書全集』第十巻

と五種類に大別できる。(1)の「緒方古本」と(3)の「西園寺本」は古本として取り扱われているが、古島敏雄氏³⁸⁾同様、筆者も古本と分類するのは疑問である。新本の方が文章により古さが認められる。古本・新本と分類せず、甲・乙程度に理解しておくべきであろう³⁹⁾。(4)の「国会図書館本」は他の刊行本とは文の構成に相違がある。(5)の入交氏が底本とした書は、郷土史家岡本景光氏が「三間土居新本」を筆写しておいた書を使用している。また『日本農書全集』第十巻は文章に誤字・誤読が多い。おそらく編集過程で「翻刻にあたり他の写本を参考にして適宜補った⁴⁰⁾」と述べるが、史料として正確を欠く部分がある故に、使用に際しては注意すべき点がある。従って、筆者は現在では最も入手しがたい(2)「土居本」の愛媛県教育会北宇和部会編『親民鑑月集』を基本史料として使用する。なお(2)には松浦校訂『清良記』もあるが、「三間土居新本」と照校の方法をとり、部分的に文章の修正が見られる故に、参考史料として適宜使用する。

3. 『耕作事記』について

1) 構成

大正12年(1923)『続日本経済叢書』第一巻解題において、編者故瀧本誠一氏は次のごとく述べている。長文であるが『巻七』成立のヒントを与えてくれる故に、『巻七』に関する全文を引用する。

「現に余の文庫中にも親民鑑月集、土地弁談、耕作事記及耕作問答と称する写本各一卷あり、又他に農説と題するもの一卷を収蔵せるが、其内容は何れも清良記第七巻の内容の或る部分と大同小異にして唯々僅に字句の差異あるに過ぎないのである。私蔵の親民鑑月集の奥書には『奉主公為子弟此書並に土地弁談、耕作事記、耕作問答等を著しく農事にゆるがせにすべからざるを伝示するもの也』とあり、于時永禄七年正月吉日松浦伝次貞宗入道宗案謹誌の二十

二字を署名しありて、是が果して宗案の手に成りしものとすれば、親民鑑月集其他の三書は清良記とは全く別書であって、土居水也が同書を編集する時に、宗案の自著として伝はりありたる右四種の書を採取補綴して、清良記第七巻上下二冊を作成したるものゝ如く推定せられざるにあらざるも、前記親民鑑月集の奥書は或は宗案の記したるものにあらずして、全く後人の悪戯に出でたるものかとも想像せらるゝのである。(下略)」

瀧本氏の掲げる『土地弁談』『耕作事記』『耕作問答』『農説』とはいかなる書であろうか。筆者はこれら諸書の探索を試みているが、未だその閲覧に至っていない。

昭和16年(1941)故菅菊太郎氏⁴¹⁾は「余の見聞蒐集しえた『清良記』」として、瀧本所蔵本について、「瀧本本(5冊)、東京瀧本誠一博士所蔵、耕作問答、親民鑑月集、土地弁談、耕作事記、農説に分類す、巻末に明治十八年十一月於横浜写之、野村銓吉とあり、其原本を知らず。」と述べている。瀧本所蔵本(以下、瀧本蔵本とする)は明治18年(1885)野村銓吉氏⁴²⁾が筆写した写本である。

大正12年に指摘された瀧本説を手懸りに探索の結果、京都大学農学部(農林経済学科司書室架蔵)に『耕作事記』(以下、京大蔵本とする。)が所蔵されていた。その全十二巻十二冊を整理したのが第5表である。京大蔵本と瀧本蔵本とは相違する部分がある。京大蔵本の『耕作事記』は全十二巻の総称として書名がつけられているのに対して、瀧本蔵本は一冊本として『耕作事記』がある。『農説』⁴³⁾は京大蔵本にはない。

第6表は『耕作事記』の「巻六・七・八・九・十」と『巻七』の項目を対比したものである。

筆者が既述の前掲、第3表『巻七』の目録のみによった分類で、第八・十一項目はⅠ類とⅡ類の両方にまたがる感がするがⅡ類に分類されるべきものであると推察したが、この表によって立証される。すなわち、『巻七』第八・十一項目も『耕作事記』に収められているのである。しかも、『巻七』のほとんどの項目が『耕作事記』と同様な順序で配置されている。これは偶然にしてはあまり

第5表 『耕作事記』(全十二巻)の構成

巻数	目録	丁数 (枚数)
1	・学稼編叙(延宝乙卯三月下浣三井将巴叙) ・土之善悪見分九ヶ条 ・郷村里善悪見分五ヶ条 ・検地仕様十五ヶ条 ・大検見九ヶ条 ・小検見十二ヶ条 ・水普請仕様十三ヶ条	21
2	・丁簡十五ヶ条 ・吟味七ヶ条 ・可考廿四ヶ条 ・書学稼編後(武陽井直恒久甫并テ書ス)	19
3	・『地方聞書』上 - 地村見分 - 入部之節万吟味之事	16
4	・『地方聞書』下 - 地普請之事 - 検地之事 - 林之事	13
5	・耕農聞書文字註之事 ・地方万覚之事 ・稲色々之事 ・麦作之事 ・十二月略記之事 ・一步廻春之法之事 ・井田之法之事 ・接木事	23
6	・『五穀雜穀其外作物集』 - 早稲之事～竹之事	27
7	・『親民鑑月集』 - 正月中可植物之事～十二月取給る野菜之事	17
8	・『土地弁談』 - 土上中下三段并九段附十八段之事 - 右之土を山ニテ見様之事 - 糞草之事 - 功者万作ニ種子置様之事	10
9	・『耕作問答』 - 一傾具足附田畠夫積之事 - 農無暇謂立之事 - 農夫楽之事	10
10	・『耕作問答』 - 或問耕作之濫觴如何可得而聞哉、老農人答云	14
11	・『地方弁得』 - 御旗本之面々知行物成之作法「覚」 「覚」(延宝五年三月「検地条目」) - 今般検地被仰付覚(天和二年)	9
12	・地方万覚書 - 公儀御条目之写(延宝八年八月)	12

にも合致しすぎる。少くとも両書(『巻七』と『耕作事記』)の間には、成立に関して何らかの影響あるいは関係を認めねばならない。

特に『巻七』第二項目は『耕作事記』では「巻七」に、第三項目は「巻六」へと配置順序が逆で

ある。後世、『清良記』「巻七」が『親民鑑月集』の書物のごとく錯覚させる起因がここにある⁴⁴⁾。『清良記』全巻を通読する時、『巻七』に『親民鑑月集』を挿入する理由は何ら見当たらない。あえて、挿入する要因をあげるならば、第一項目の「土居式部少輔清良農事」を問われる事に対する答申(実際には答申の形式になっていない。)として⁴⁵⁾、第二項目に『親民鑑月集』を挿入し、第二項目から第十一項目までを『親民鑑月集』の内容のごとく編集したものと推察される⁴⁶⁾。その際に、編者の主観によって『耕作事記』「巻六」と「巻七」を入れ替えて、『耕作事記』「巻七」と『清良記』「巻七」の巻数の数字を一致させたのが、現存する『巻七』である。

『巻七』と『耕作事記』の成立に関して、次のごとく仮定できる。

- (1)『巻七』が先に成立。その文を『耕作事記』が引用。
- (2)『耕作事記』が先に成立。後に『巻七』に引用。
- (3)『巻七』の原本+『耕作事記』所収の諸書=現存の『巻七』。
- (4)他に類本が存在し、『巻七』『耕作事記』共に引用。

この四型の内、(1)は既述のごとく想定できない。(2)は『耕作事記』に天和2年(1682)の検地覚を引用しているゆえに、『巻七』の成立年との関連で否定する。(3)の『巻七』の原本とは、『耕作事記』「巻六・七・八・九・十」の文章を『巻七』から除去した残りの部分である。(第6表『巻七』の第一・九・十・十二項目が原本ではなかろうか。)(4)は『巻七』と『耕作事記』の成立年の確定によって、可能となる。しかし、現時点ではこれを立証する史料を持ちあわせていない。

2) 成立年・編者

第5表に掲げたごとく、「巻一」に延宝3年(1675)の叙文、「巻二・三」は既に寛文8年(1668)の刊本が紹介されている『地方聞書』を所収する⁴⁷⁾。「巻十一」に延宝5年(1677)の検地条目と天和2年(1682)の検地覚、「巻十二」に延宝8年

(1680)の幕府法令を所収する。これらの構成は、「巻一～五」と「巻十一・十二」が地方書あるいは幕府法令である。「巻六～十」が農書である。地方書と幕府法令の間に農書を挿入する構成は、『耕作事記』の編者が意識的にしたものではなかろうか。この書から年号が判明するのは叙文と幕府法令のみである。農書については年号が明記されていない。『耕作事記』の編者と記したが、全十二巻の構成も、天和2年(1682)以前に既に成立していた諸書を挿入して成ったものである。この『耕作事記』とても改変・更改した形跡が伺えるのである。

『耕作事記』巻十二、三丁の頭注に、

- (1)一、此一冊者、老農の口実年ニ書付置覚書トテ、
老師不殘伝之、国々所々ニ物ノ功者有ト云ヘド
モ、吟味ナキ故ニ、皆以損失ノ費多キナリ、何
事モ其道ノ功者ヲ尋可知儀也、
- (2)一、首尾十二冊ハ日本ニ一部ノ書可成ナリ、松平
伊豆守信綱公輯録ニテ、本書ハ先年江戸ニテ焼

失スト云々、

- (3)一、類本迄モ皆火災不、此本、則老師の直本也、
(4)一、此頭書ハ別ニ口伝ノ聞書也、地方ノ儀密伝
也、他出不可有、(下略)(句読点は筆者)

とある。文意不詳の箇所もあるが、(1)の「此一冊」とは、「巻十二」のみを指すのか全冊を指すのか明らかでない。

(2)に「松平信綱の輯録であったが、火災によって類本までも焼失した。」とある。この火災とは、明暦3年(1657)1月18日の大火で、信綱の「居邸ならびに別荘とも延焼⁴⁸⁾」している。

(1)に「老農の口実を書き置きた覚書で、老師が残らず伝える。」とあるが、この老農と老師が誰であるのか不明である。しかし、類本までが、明暦3年の火災で焼失したにもかかわらず、「日本に一部の書」が残存する事は、誰(筆写人物は不明)かによって筆写され残存してきたのであるが、『耕作事記』には明暦3年(1657)の火災後の延宝5年(1677)、延宝8年(1680)、天和2年(1682)

第6表 『清良記』巻七と『耕作事記』の目録対比

項目	『清良記』巻七	巻	『耕作事記』
一	土居式部少輔清良農事を問われる事	六	五穀雜穀其外作物集
二	四季作物種子取りの事(親民鑑月集)		
三	五穀雜穀其外作物作り分号類の事		
四	土の上中下三段並に九段付十八段の事	八	土地弁談 土上中下三段并九段付十八段之事 右之土を山ニテ見様之事 糞草の事 功者万作ニ種子置様之事
五	糞草の事		
六	功者万作種子置き様の事		
七	一領具足付田畠夫穡の事	九	耕作問答 一領具足付田畠夫穡之事 農無暇謂立之事 農夫楽之事
八	農無暇謂立の事		
九	土居伊豆守清宗公被勇農事		
十	農業を符碁に喩ふる事		
十一	農夫楽の事		
		十	耕作問答 或問耕作之濫觴如何可得而聞哉老農人云
十二	清良宗案問答の事		

の幕府諸法令を所収することの不自然さがある。従って、「巻十二」の頭注から成立年を明確にすることはできない。また編者も不明である。『耕作事記』が改変・更改の過程を経て成立しているために、納得のいかない不審な点が多いのも事実である。従って成立の目安となる(2)の松平信綱という人物に関連づけて、『巻七』が編集された時期と『耕作事記』との関係、さらには、その時代背景となった寛永期の農政の展開について触れねばならない。(以下、次号)

注

- 1) 『農村研究』第54号45頁。
- 2) 須田武男『『清良記』の研究について(下)』『伊予史談』206号(1972)15~17頁。
松浦郁郎解題(2)『日本農書全集』第十巻(1980)291~294頁。
須田・松浦の両氏が既発表論文を紹介しているが、かなりの論文が脱漏している。
- 3) 飯沼二郎編『近世農書に学ぶ』(1976)。
古島敏雄編著『農書の時代』(1980)。
岡光夫・三好正喜編『近世の日本農業』(1981)。
以上は、最近の農書研究論文を所収するが、『巻七』に関する論文に限り、古島敏雄氏の研究水準段階を越えていないと言っても過言ではない。
- 4) 児玉幸多『清良記に就いて』『歴史地理』第75巻第5号(1940)45~47頁。
- 5) 山口常助『清良記の文献的批判——巻七を中心として——』『歴史学研究』第97号(1942)68~74頁。
- 6) 宮川満『太閤検地論』第I部(1977)96, 124頁。
峰岸純夫『十五世紀後半の土地制度』『土地制度史』I(体系日本史叢書6, 1973)400頁。
宮川・峰岸両氏のものに限らず、戦後、中世農業史を論及する際には必ずといってよいほど『巻七』が引き合いに出されるが、中世史料として使用できるかの検討を慎重になすべきである。たとえば黒田日出男『中世農業史・技術史の諸問題(一)——中世成立期を中心とした覚書——』『民衆史研究』16号(1978)でも『巻七』を引用しているが、史料的考証をせずに中世史料と位置づける。

- 7) 松浦郁郎校訂『清良記』(1975)「高光本清良記」と「三間本清良記」の照校によって成る。
- 8) 『巻七』の枚数(写本)が分量的に他巻を圧しているという指摘は、既に古島敏雄氏が述べている。『日本農学史』第一巻(1946)116頁。
- 9) 渡辺守邦『『雑々集』の成立』『大妻女子大学文学部紀要』第3号(1971)51~66頁。
- 10) 拙稿「慶安二年『検地仕様之覚』における土目」『日本歴史』第388号(1980)43頁。
- 11) 編集説の早期提唱者、西園寺源透氏は大正8年(1919)に『古本清良記緒言』(京都大学所蔵『清良記』に所収)において、「今其原稿カ存在スルヤ否詳カナラス、按スルニ、其原稿ハ水也ノ手及後人の筆ニ依リテ数次ノ補修ヲ経タルモノナルベク、就中、元禄年間ニ於テ大ニ増補訂正ヲ為シタルモノノ如シ、故ニ元禄ノ増訂ヲ新本トシ、其以前ヲ古本トシテ二大別ヲ為スコトヲ得ヘシ(下略)」と述べている。この説は、以後『巻七』の新本・古本の分類に強い影響力を与える結果となった。
- 12) 児玉幸多『清良記に関する新資料の発見』『社会経済史学』第13巻第10号(1944)29頁。
『清良記』の緒方本、大三島本、河添本、史談会本等の総目録と『巻七』上巻の目録には『親民鑑月集』の表題は記載されておらず、本文中の見出しにのみ記載される。
- 13) 古島敏雄『『清良記』の成立年代についての一考察』『社会経済史学』第13巻第10号(1944)46頁。
- 14) 児玉幸多、注(2)「前掲論文」43頁。
- 15) 入交好脩校訂『清良記—親民鑑月集—』(近藤出版社版, 1970)解題5頁。
- 16) 三枝博音・児玉励造『日本科学古典全書』八(1946)解説297頁。
- 17) 最近では『日本農書全集』第十巻(1980)が、この解釈をとる。「解題」(1)206頁。
- 18) 諸橋轍次『大漢和辞典』巻十, 332頁。
- 19) 近藤孝純『『清良記』研究の現状と将来の課題』『伊予史談』221号(1976)5頁。
近藤氏は「古本清良記」は「親民」とせず「新民」と書く故に、『新民鑑月集』に先行した農書があり、それに対して新しく編纂した意味で『新』の字を冠したのではなかろうか。その先行書こ

そ、宮崎安貞の『農業全書』であろう。」と述べているが、「親」＝「新」である事を理解していない。

近藤氏の研究態度には、諸々の個所で思いつきとしか考えられない結論が多い。

- 20) 『日本経済大典』巻十四所収。
- 21) 和歌山県橋本市学文路、大畑家所蔵。農村史研究会編『大畑家文書目録』(1982) 12頁。
- 22) 諸橋轍次『前掲書』巻十一、651頁。
- 23) 『同上書』巻五、1010頁。
- 24) 『同上書』巻十一、996頁。
- 25) 児玉幸多、注(12)「前掲論文」43頁。
- 26) 諸橋轍次『前掲書』巻五、1021頁。
- 27) 松浦校訂『前掲書』巻三十、417頁。
- 28) 近藤孝純「松浦宗案は架空の人物」『伊予史談』100号(1939) 55頁。
- 29) 菅菊太郎「松浦宗案と其農書について」『社会経済史学』第13巻第10号(1944) 22頁。
- 30) 徳永光俊「解題」(1)『日本農書全集』第十巻(1980) 216頁。
- 31) 菅菊太郎「贈正五位松浦宗案と我農業」『北海道帝国大学経済学農政研究資料』2号(1920) 10頁。
- 32) 松浦校訂本『前掲書』424～428頁。
入交校訂本『前掲書』242～258頁。
- 33) 松浦郁郎「解題」(2)『日本農書全集』第十巻285頁。
- 34) 入交好脩編著『清良記』(御茶の水書房版、1955) 67～68頁。
- 35) 菅菊太郎「『土居清良記』考」『社会経済史学』第9巻第11号(1941) 66頁。
- 36) 松浦郁郎「解題」(2)『前掲書』285頁。
- 37) 須田武男「『清良記』の研究について(下)」『伊予史談』206号(1972) 9頁。
- 38) 古島敏雄『日本農学史』第一巻(1946) 103頁、113頁注5、114頁注8。
- 39) 東京農業大学教授島正三先生の御教示による。
- 40) 『日本農書全集』第十巻4頁。
- 41) 菅菊太郎「前掲論文」『社会経済史学』第9巻第11号66頁。
- 42) 大植四郎編『明治過去帳』(1971年版)によると、野村氏は「大阪地方裁判所所属弁護士にして明治廿九年一月廿日没す」とある。
- 43) 入交好脩編著『清良記』(御茶の水書房版) 10頁では『農説』を「『農談』と題するもあり」と述べているが、何から『農談』を引用したのか定かでない。京都大学所蔵の『農談』は『巻七』とは関連のない同名異書である。
- 44) 筆者も『農村研究』第55号56頁注2において「『親民鑑月集』が農書としての正しい呼称であるが、『清良記』と言えば一般には農書として通用する」と述べたが、本稿以下においては修正されねばならない。
- 45) 徳永光俊「解題」(1)『前掲書』207頁、「宗案の答申したものが巻七である。清良がこれから領内を統治し、農民支配を行なっていく上での、基本的な考え方や農業指導のやり方を示したもの」とするとき解釈が『巻七』に対する一般的な認識である。
- 46) 『巻七』第三項目の表題には「五穀雜穀其外物作り分号類の事」とあるが「物作り分号類の事」の部分は、文を修正した感がある。なぜ『耕作事記』巻六のごとく、「作物集」としなかったのか。『耕作事記』巻六とても一丁表では「耕作事記五穀雜穀作物 第六」とし、二丁表で「五穀雜穀其外作物集」と二通りの表記方法をとる。『耕作事記』所収の巻六・七・八・九・十の部分においても体裁の不統一が見られることは、『耕作事記』に所収されたこれらの巻も、他書からの筆写と考えられるのである。
- 47) 所三男「寛文版『地方聞書』について」『社会経済史学』第9巻第2号(1941)。
- 48) 新訂『寛政重修諸家譜』第四(1964版) 405頁。